

高校野球特待生問題有識者会議

(第1回)

平成19年7月9日(月)

・出席者(13名)

浅井 慎平 伊藤 進 宇津木 妙子

奥島 孝康 河上 一雄 草野 一紀

後藤 寿彦 島宮 道男 ヨコゼッターランド

田村 哲夫 辻村 哲夫 堀田 力

望月 浩一郎

・欠席者(2名)

北村 聡 栗山 英樹

(以上 敬称略)

○泉事務局次長 本日は、日本高等学校野球連盟の高校野球特待生問題有識者会議にお集まりいただき、まことにありがとうございます。

まず初めに、日本高等学校野球連盟会長、脇村春夫よりごあいさつ申し上げます。脇村会長、よろしく申し上げます。

1. 日本高等学校野球連盟・脇村春夫会長 あいさつ

○脇村会長 お忙しいところお越しいただきまして、大変ありがとうございました。

今回の有識者会議の設立の背景と、それから設立の趣旨ということで、10分間ぐらい説明させていただきたいと思います。もう既に、お手元にいろいろと資料などをお配りさせていただいていますが、改めて確認の意味でお話をさせていただきたいと思います。

そもそもの発端は、4月12日のプロ野球西武球団の裏金問題、そのときに、岩手県の専大北上で野球部の特待生制度が実施されていたということが判明いたしました。その結果、それに基づいて4月24日に特待生制度全国調査、実態調査を行いました。私学の加盟校の約半分376校が、部員としまして約8,000人、野球部特待生制度を採用しているということがわかりました。これに基づいて、日本高野連といたしましては、学生野球憲章13条に違反しているということで、特待生の部員の契約の解除、それから当該部員の5月における大会、試合の自粛、野球部長は退任ということをお願いをさせていただきます。

こういう迅速な措置をとった理由としては、夏の大会の地方予選をすっきりした形でやりたいということでした。

先ほど、この特待生制度と申し上げましたけれども、これはあくまでも野球部員として、野球部としての特待生制度でございまして、奨学金、奨学制度、あるいは学生支援機構としては、学業、それから経済的な理由における奨学生制度があるということは御承知のとおりだと思います。我々高校野球としては、これについて、これもだめだということを言っているわけではございません。あくまでも規定の中には野球部、あるいはもっと広く言いますと、スポーツの特待生制度、あるいは一芸に秀でているということにおける特待生、奨学金をもらっているということでもって、授業料の免除とか、入学金の免除とか、あるいは寮費の免除が判明いたしました。ですから、ぜひ誤解のないようお願いしたいのは、一般的な経済的な理由、学業、そういうことまで我々としては、これはだめだ、特待生制度だと申し上げているわけではございません。あくまでも野球部員としての特待生制度で、しかも、その規定の中には、経済的な理由というものは入っておりません。あくまでも野球部員という形でございます。

そこで、我々といたしましては、違反している部員数が非常に多いということと、やはり学校から退学するということが大変まずいのではないかとということで、5月10日に緩和措置をいたしました。つまり、退学を何とか防ぎたいということで、その緩和措置が何かといいますと、野球部員でも経済的な措置がやはり必要であるとするならばこれを認めるという、先ほど一般の野球

特待生は、経済的な背景というものは入っておりません。だから、ここで改めて経済的な理由というものについては、憲章違反にはならないということで緩和措置をとらせていただきました。同時に、先ほど申し上げましたように、野球部長についても1カ月間、5月は辛抱していただくとしても、6月には復帰していただく、これが緩和措置でございます。

ただ、今回とった我々高校野球の措置に対しては、御承知のとおり、大変いろいろと批判も受けているわけです。批判の一つは、このような特待生の違反ということの規定というのが随分前からあったのに、なぜ高校野球はこれを今まで放置していたのか、高野連の怠慢ではないかというおしかりも随分受けたわけでございます。それに対する責任はどうするんだということが1つでございます。

2つ目は、これもいろいろと御議論いただきたいわけですが、他のスポーツはこういう特待生制度というものを認めているといたしますか、別に問題視しておりません。ほかのスポーツと比べて、野球だけが厳しく憲章第13条違反——この憲章というのはあくまでも学生野球憲章でございまして、スポーツ全体の憲章ではございません。学生野球憲章違反として処分するということがあまりにも厳し過ぎるのではないか、不公平である、現在の時代にはマッチしないということが批判の第2番目でございます。

したがって、そういうことでやはり特待生制度というのは今まで続いているんですから、もし特待生制度というものを認めるとするならば、これは学生野球憲章の先ほどの13条を見直すべきではないかという議論でございまして、特に、特待生制度をやはり続けるべきだということと、そのためには学生野球憲章第13条というものを見直すべきだということにつきましては、御承知かと思えますけれども、自民党の文部科学部会・文教制度調査会で高校野球特待生制度問題小委員会というものが立ち上げられまして、そこでこの2つについては、野球特待生制度は認めるべきだということと、憲章は見直すべきだという大きな提言がございました。ただし、入学の行き過ぎに対しては、第三者の不正な勧誘行為は是正すべきではないかということはそのときに出ております。同時に、今回の会の一つの契機にもなりましたけれども、強く自民党の方からは、第三者の審議委員会を設けるべきだという御提言もいただいたわけでございます。

次に、高校野球の中で、特待生問題の9地区における私学の検討部会というものを5月24日に立ち上げました。先ほど申し上げました376校のうち、1校を除くとすべて私立の学校でございます。そういう意味において、先ほど言いました約400校というのは、800校の私学の中の半分でございます。そういうことにおいても、やはり私学がこれについて今後どうすべきかということをお調べいただきたいということで会合を持っていただきまして、それぞれの県において検討し、各地区においても検討して、会合を2回、持たせていただきました。

その結果、私学の検討部会としての結論は、自民党の結論と同じように、やはり特待生制度は続けてほしいということと、そのために野球憲章13条は見直すべきだという圧倒的な多数の御意

見をちょうだいいたしました。先ほどちょっと言いましたように、高校に入るときの不正の問題についてはやはりきちっとやるべきだということで、既にその結果に基づいて、従来、先ほど言いました緩和措置というものは、来年、平成20年度に入学する、中学から高校に入る、そういう人に対しては、緩和措置を引き続きとるということで現在やっておりますけれども、私学の検討部会と我々の一番最初に規制をするということとは、完全に平行線をたどったわけでございます。そういうことで、先ほどの自民党の第三者の委員会を設けたらどうかと、あるいは新聞の社説などにもそういう御意見もございましたし、今回、私学の検討部会についても、引き続き特待生を続けるということと憲章を見直すということがございましたので、今日お集まりいただいた有識者会議の皆さん方に御議論いただくということが今回の背景でございます。

したがいまして、御議論いただく趣旨といたしましては、十分、今の説明でおわかりいただいたことと思っておりますけれども、野球部員を対象とした特待生制度のあり方について、この基準づくりについて、ぜひ御議論いただき、御提言をいただきたいと思っております。この御提言の内容につきましては、日本高野連といたしましては尊重していくつもりでございます。同時に、もしくはその中で、やはり学生野球憲章13条を見直すべきだという御意見が出れば、我々としてもその御提言に沿って検討しなければならないと思っております。

これが、最も大きな今回の特待生制度のあり方について御議論をしていただきたいことでございますけれども、後半の部、あるいは最後の部におきまして、自民党の特待生問題小委員会から御提言をいただいております。それにつきましては、先ほどのこと以外に、例えば野球留学のルール化、これは特に伊吹文科大臣から、やはり野球留学というものにある程度ルール化をする必要があるのではないかということが1つ、それから高野連は高体連の中に入るべきではないかという御提言もいただいて、最後には、日本高野連の組織運営についても見直すべきではないかという3つの御提言をいただいておりますので、先ほど申し上げましたように、あくまでも特待生問題の基準づくりということが中心でございますけれども、最後のところでは、この辺についてもぜひいろいろと御議論いただき、御提言していただければと思っております。

大変お忙しいところでございますけれども、9月末から10月初旬までに何とか御提言をまとめていただきたいとお願いする次第でございます。今後とも、ぜひ活発な御議論のもとに、高校野球の今後のあり方についてどうあるべきかという広い立場で、ひとついろいろと御提言いただければありがたいと思っております。

○泉事務局次長 次に、これまでの特待生問題の経過と委員の皆様方に事前に送付させていただきました資料の説明を、日本高等学校野球連盟参事の田名部和裕よりさせていただきます。

2. 経過と資料の説明

○田名部参事 高校野球の特待生問題を考えるときに、学生野球、とりわけ高校野球の歴史を少し最初に簡単に紹介させていただきますと、そういった歴史的経過の中に学生野球憲章というも

のがどうして生まれたかということも説明させていただきたいと思います。

御承知のように、諸説いろいろございましたけれども、日本に野球が伝来したのは明治5年、1872年に、明治政府のお雇い教師でホーレス・ウイルソンさんという方がアメリカのメイン州からいらして、現在の東京大学の前身の第1大学区第一番中学、そこで生徒にベースボールを紹介したのが始まりと言われております。江戸時代まで、ゲーム感覚でスポーツというものは若者の間にはなかったものですから、生徒たちは教えられるベースボールに夢中になったと言われておりますし、また私たちの伝えられているところでは、ウイルソンさんはベースボールを教えるに当たって、「これから厳しい勉強をやらなければいけない。新生日本を担う諸君たちは、こんな不健康な体ではだめだ。勉強についていけない。まず体を鍛えなさい。小生がベースボールを教えよう」というのが始まりだったということがエピソードとして残っております。今申しましたように、学生はこのゲーム感覚のベースボールが本当におもしろくて、全国津々浦々まであつと云う間に学生の間で広まったという歴史的背景がございます。

そのときに、やはりそういうものに夢中になりますと、当然反動がありまして、明治44年、いわゆる「野球害毒論」、朝日新聞社がキャンペーンを展開しまして、野球は学生たちの学業の妨げになるということで、当時、一高の校長だった新渡戸先生たちが、いわゆる野球反対論、そして一方、早稲田大学の初代野球部長になられました安部磯雄先生たちが、「いや、そうではない。野球を通じて立派な青少年を育成することができるのだ。これはやり方の問題だ」ということで甲論乙駁、今日は日比谷公会堂、明日はどこそこホールということで、あちこちで弁士が立って、しばらくの間、議論があったという背景があります。

その後、しばらくしまして、朝日新聞社は一転して村山社長が、「やはり野球を通じて青少年を正しく育成することはできるのだ。これを本社が自らやろう」ということで、全国中等学校優勝野球大会、現在の夏の選手権大会でございますが、大正4年に大阪豊中で創設されました。次いで、毎日新聞社も10年遅れになりますが、大正13年に全国選抜中等学校野球大会、最初は名古屋で開催し、翌年からは新設されました甲子園で、文字どおり春夏の全国大会が今日まで続けられております。

これは、黎明期のことでございますが、そうした後、再びまた過熱します。

例えば、大正13年に甲子園球場が約6万人収容ということで新設されたんですが、「こんなに大きな球場がお客さんいっぱいになるのか」と。それが、大会4日目にして早くも超満員ということで、多くの野球ファンが詰めかけたと言われておりますが、やはりそういった過熱は再び、学生の中で野球について行き過ぎが懸念されるということで、ついに文部省がその指導に乗り出しまして、昭和7年、文部省の訓令として「野球統制令」というのが出されました。皆さんのお手元に、学生野球の規約集という資料をお渡ししまして、これの一番最後に野球統制令の全文が載っております。今回問題になりました学生野球憲章の13条も、野球統制令の一番末尾の本文

を下に抜き出してはございますけれども、74ページになりますか、「選手ハ選手タルノ故ヲ以テ学校マタハ学校ヲ背景トスル団体等ヨリ学費其ノ他生活費ヲ受クルヲ得ザルコト」という一文が、この野球統制令の中に設けられておったという背景がございます。

その後、戦争になりまして一時中断しますが、昭和20年8月、終戦を迎えまして、当時の中等野球のみならず東京六大学の先生たちが努力されまして、時の文部省、それから連合軍総司令部——GHQですが、そこに学生野球復興・復活ということを働きかけられました。私たち高校野球連盟は、当時、全国中等学校野球連盟というのを、終戦の翌年、昭和21年2月に、第三代の会長にその後なりました佐伯さんが先頭に立って、初代会長に朝日新聞社の当時の上野社長をお迎えして設立、中等野球の復活の準備を備えました。

東京六大学の外岡先生ら何人かの方々が、佐伯さんたちと一緒に文部省、それから連合軍総司令部に掛け合いまして、学生野球の復興をお願いしたわけですが、そのときに一番要請したのは、野球統制令の廃止ということです。つまり、アマチュアスポーツというか、野球人が自ら規則を守れないようなことではどうしようもない。国から制約を受けるような形であれば、正常な学生野球とは言えない。自分たちできちっとした規約をつくって、それに従ってやっていくので、何とかこの統制令を撤廃してほしいという交渉を粘り強くされました。まず、それに対するものとして、昭和21年12月に学生野球協会をまず設立しまして、この学生野球基準要綱を、24年1月、改正の上、学生野球憲章と順次変わっていくわけですが、この学生野球基準要綱をつくったことによりまして、野球統制令を昭和22年5月に廃止。つまり、国が定めた野球統制令にかわって、学生野球憲章というものが改めて定められ、ここで野球人による自主的組織が遂に誕生した。そして、独自に自立を図るということ、戦後の復興とともに、当時の大学野球、中等野球の先生方が確認し、新たに発足したということです。そのときの一つのポイントとして、国の統制というものに対する反動もあったかと思いますが、いかなる上部団体も持たない、学生野球の自治ということ、非常に当時強調して、学生野球協会を設立し、その協会の中に大学連盟と高校野球連盟を統括するという団体が生まれたわけでございます。

先ほど会長が申しました全国高等学校体育連盟は、昭和23年の新制高校移行時に全国高体連も誕生しているわけですが、一足先に高野連が設立されておりました、先ほど言いましたような趣旨で、高体連とは別の道を歩んできた歴史があります。

ここでもう一つ、この学生野球憲章、皆さんに差し上げた資料ですが、実は4年に一遍ぐらい新しく作り変えまして、学生野球協会が大学、高校の全国の加盟校にこれを配布しておるんですが、以前作りました学生野球要覧は、もう少しいろいろな資料が加わっておりまして、現在、これが手元に行っていないことが少し問題かと思いますが、今日皆さんにあらかじめお送りした資料の中で、資料の1番目に学生野球憲章の解説、もうお亡くなりになったんですが、この憲章をつくるときに一番の立て役者になった、当時の早稲田大学の外岡茂十郎先生の解説を載せてお

ります。2ページ目の13条の解説で、これは13条も第14条も、学生野球の純粋性を保持するための規定だと。選手または部員が一般学生として、したがって、一般学生と同じ条件下で、かつ、同じ基準によって奨学金を受けたり授業料を免除されたりするようなことまで制限しようとするものではありませんと。先ほど会長が冒頭申しました、つまり学生野球憲章では、野球部員であることをもって他から与えられるものは禁じていますけれども、ここで言う一般学生として同じ条件であれば、それまで禁ずるわけではないという部分を紹介するために、この外岡先生の解説の一文を、資料として一部おつけしておきました。

そうしまして、終戦後、たちまちにして大学野球、高校野球が復活したわけですが、私たち高校野球の中でも、その後、戦後のすさんだ空気ということもあるんでしょうか、選手間の暴力事件とか、選手を他校から引き抜くとか、そしてまた、あろうことか在学年数をごまかして選手登録するなど、いわゆる勝たんがための不祥事というものも後を絶ちませんで、例えば昭和20年代の後半、山梨だったと思いますが、地元の高等学校が中学校の大会を主催しまして、そしてその中からいい選手をピックアップする、勧誘するといったこともありまして、後にこれは文部省から出されました文部次官通達によりまして、上位の学校が下位の学校の大会を主催してはいけないという通達も出されるようなことがございました。当時から、中学生に対する勧誘活動というのは活発に行われておったということです。

一方また、昭和30年に、初めてハワイ遠征といいますが、夏の大会からオールジャパンが派遣されましたけれども、このときに空港に見送りに来ました中にプロ野球関係者がいまして、生徒たちに饂飩だということでポケットにお金をねじ込んだ。そういう光景を見た当時の副会長だった佐伯さんが、いわゆる有名な「佐伯通達」を出し、プロ野球との一線を画するという指導措置もありました。

次に、高校野球の隆盛ということがどんどん続くんですが、50回大会、昭和43年ですが、これはもうまさに戦後の黄金期という時代を迎えまして、翌年、51回大会では、皆さん御承知の青森県三沢高校の太田投手と松山商業の井上投手の投げ合いで、決勝再試合という空前の関心と呼ぶ大会がありました。

こういった盛況に、主催新聞社だけではなく、通信社、放送、メディアがこぞって大会を報道しまして、一層過熱する環境が整いました。当然、テレビに露出する機会が多くなりまして、スポーツメーカーの競争も熾烈になりました。全国大会に出場するチームに野球用具を無償で提供する。私も直接立ち会いましたが、ある四国のチームは1チームで5社からそれぞれにユニホームをいただいたと。甲子園出場祝だということがありまして、無償提供というのが公然となっていましたので、これを禁止する措置に出ましたが、出場チームの宿舎には、OBや関係者からの差し入れというだけではなくて、飲料水、それからお米、牛乳、果てはウナギもありましたけれども、そういった商品の宣伝を目的にした無償提供というのも頻繁に行われるようになりまして、

今御紹介しました野球用具の商標規制とか無償提供の禁止ということを通達しまして、高校野球が商業主義に侵されることのないようにと、自粛、自戒を強く求めた。

また、あれは昭和55年の横浜高校、愛甲投手の優勝のときだったと思いますが、新幹線・新横浜駅周辺に2万人からの人出がありまして、雑踏警備という対策で優勝パレードの禁止など、過熱する高校野球の人気に私たちの対策もいろいろと打ち出す必要が出てきました。また、近所の商店が優勝記念セールだということで、高校野球を利用した便乗商法も多く見られるようになりまして、常に野球の歴史の中で、隆盛の陰に忍び寄る弊害を警戒する必要があるということをお紹介しておきたいと思います。

その中で、いよいよ野球留学の問題でございますが、昔から、県外から生徒が優秀な学校に行くということはあったと思うんですけども、特に目立ちましたのは平成2年、第62回の選抜大会で、たしか宮城県、山梨県、そして奈良県あたりの出場校が、いわゆる県外出身の中学生が非常に多い、つまり半数以上が県外の生徒だということで、その直後の衆議院の文教委員会で、もう今、お亡くなりになりましたけれども、岩手県の沢藤議員が、こういうことは果たしていいかと文部省に質問をされるようなこともありました。当時、前任の牧野会長の時代でございますが、そういった論議を受けまして、この平成2年5月に「健全な高校野球を育てるために」と題する通達を出しまして、高校側から中学生の勧誘を戒める指導をいたしました。しかし、当時でも、中学生がどの学校に進学するかという進路選択の自由を制限することは適当ではないという見解でございまして、資料の2番目に当時の通達がございます。

この通達を、私も今日の会議の前に改めて見直したんですが、後ろに具体的な5項目、つまり、直接勧誘してはいけないなど書いてございますが、今見返してもこの当時に特待生、つまり、学費を免除して勧誘するということまで、あまり意識が及んだ通達になっておりません。あったのかもわかりませんが、会議でもあまりそういったことは触れられなかったと今でも記憶しております。

しかしながら、グラフをお送りしましたので御覧いただいたと思いますが、再び平成14、15年ぐらいから、全国大会に出るチームの県外生徒の数がにわかに増え出しました。去年はまた減っているんですけども、脇村会長の提案で、一度、根本的にこの野球留学を考えてみようということで、平成17年6月に高校野球で野球留学検討委員会を立ち上げまして、実態調査に踏み込みました。

まず、野球留学、先ほど会長も今後の中・長期のテーマとして申し上げましたが、この定義をみんなで考えようということでした。これも甲論乙駁、いろいろございましたけれども、結局は保護者が同居する自宅からの通学者以外を野球留学の選手とみなす。ただ、他の都府県の生徒であっても、保護者が同居する自宅通学者は野球留学の選手とみなさない。これは、首都圏とか阪神間の交通至便なところでは、県境を越えて通学するということは一般的にありますので、野球

留学というのはそういうものではなくて、親元から通学するものではないということをまず定義としました。

そういった検討委員会の中で、47都道府県の連盟に現況についていろいろと実態の調査と意見を挙げましたところ、まず県外生徒に対して、悪い面ばかりではなくて評価できる面もあるのではないかとということで挙げていただきますと、寮生活などを通じて人間形成の向上に成果がある。県のレベルが非常に上がった。また、県外から来た生徒たちのモチベーションが非常に高いという評価する声も、当然のこと、ありました。

一方、野球留学の弊害という点につきましては、このころから指摘されましたのが、第三者からの勧誘、それからそれによる不本意入学といいますか、自分が思い描いた夢と違ったということで、早々と転校、退部してしまうといった例もある。また、野球偏重の生活になる。また、多くの声がありますように、郷土の代表ではないという声もある。当然のこと、そういったことが挙げられました。

ところで、当時、全国大会に出場した過去10年間の県外中学出身者の流入・流出をグラフにしてみると、お手元でおわかりになったと思うんですけども、もう飛び抜けて大阪からたくさんの方が行っていました。赤で記しましたのが、いわゆる隣接ではない遠方の県に進んだ生徒たち、青は近隣、隣接の県から進んだ生徒、大阪がもう飛び抜けて全国に行っているということと、また、受け皿としては東北の一部、それから四国、九州など、皆さん御存じの最近活躍する学校に集中しているのかなというのが、グラフとしても改めてわかるわけでございます。

その当時、高校野球連盟の各連盟から、なぜ県外に生徒が行くのだろうかという理由を尋ねましたところ、一番多かったのは甲子園出場の確率が高い地方、加盟校の少ない県を目指す。東京とか神奈川とか、大阪も大変加盟校が多くて、ただの1校だというと、確かに鳥取とか福井、高知などでは加盟校が少ないわけですから、甲子園に出る機会が非常に違うといったことで、そういう加盟校の少ない甲子園に出やすい学校を目指すというのがトップでした。それから、その次で、施設とか環境、そしていい指導者がいて自分を育ててくれる、そしてその学校を目指す。3つ目に、問題の授業料や寮費の免除、減額の特典がある。高校側からの勧誘による、こういう4点が挙げられてきました。1番目、2番目は、何ら問題ないところでございますが、3番目、4番目は、平成2年の通達にも反することでございますし、ここで授業料の減免ということが初めて公式に上がったような形でございます。以下、少年野球関係者からの勧誘のラインができているとか、いろいろな実態が挙げられました。

そしてまた、その勧誘行為の実態としまして、入学金や学費、寮費などの免除を前提にして勧誘している。また、第三者がそこに関与して、あっせんの見返りとして謝礼を高校と保護者、両方からもらっていると。さきの新聞報道によれば、相場が30万円と言われて驚くばかりでございますが、そういった実態がある。それから保護者が、やはり以前と大分感覚が違ってきて、

私たちはそういう高校側からの勧誘というのを戒めているんですが、逆に保護者の方は、どれだけ多くの学校が自分の息子に対して声をかけてくださったかということがバロメーターになるということで、むしろ本人よりも保護者の方がそういった勧誘を歓迎しているという実態も指摘されているところでございます。

そして、こういった実態を踏まえて、まず勧誘行為を排除するために、学生野球憲章13条の遵守を強く訴える。そして、少年野球の硬式野球関係者に、勝利至上主義に陥ることのないように啓発する。地元中学校の体育連盟との連携を強化して、中学校野球の活性化、つまり、地元の中学校では自分の好きな野球が十分にできないということで、クラブチームの少年野球に進む生徒が増えたという趣旨で、逆に中学校の活性化を支援しようということを高野連で話し合うことになりました。

また、中退者の実態につきまして、先ほどもちょっと触れましたけれども、野球留学に絡んで、中退者というのはその要因の多くが、本人が入学前に描いていた理想と現実のギャップの違い、そういったものがありますし、悩んだときの相談相手がいない、また歯どめがかけられないということで、実態調査の中では、奈良、和歌山、大阪、兵庫、こういったところで中退者による再入学、転校が増えている。再入学、転校の登録では、また連盟の手続が必要ですので、そういったものが手続でわかるということで、驚くような実態がありました。

最後に、当時の野球留学検討委員会の提言として、授業料免除などの特待生扱いは、もっと厳格に指導すべきだ。現在のルールを全面に出して規制を図るのが、まず抑止策になる。具体的な指導には、もう一度現行の規則を見直して、効果が上がるものにすべきではないかという意見もありました。

一方、この野球留学抑止策を進めるのに慎重な意見もありました。その理由として、中学生の進路選択の自由、それから当時でも意見としてありましたのは、私学の設立目的を否定できるのか。少子化は、私学だけではなく公立高校にも影響があって、生徒数の確保は重要な課題。他の競技団体との取り扱いの整合性に疑問があると、当時も指摘されておったことを、ここで改めて御報告しておきます。そしてまた、「野球留学」という言葉は適当なのだろうかという疑問も行われましたが、広く「野球留学」というのはもう定着していますので、それをそのまま使うことにしました。そして、こういった提言を踏まえまして、平成17年11月に、今回の契機となりました「中学生の勧誘行為自粛について」の通達を出すに至りました。これが資料の4番目で、前回、平成2年にはなかった学費免除というか、特待生による問題、憲章13条違反ということを具体的に盛り込んで、初めて通達したという次第でございます。

ここで御紹介しておきたいのは、こういった通達を出す会議、全国理事会、評議員会を当時設けたんですが、その評議員会の中で関東のある県の理事長が、「日本高野連が今まさにこういう通達を出して、勧誘行為を禁止しようということはわかるんだけど、特待生禁止って、現実

にありますよ。これを本当に規制し、処分するのですか」という質疑、動議がございました。日本高野連としては、この動議に対して、出席しました全国の都道府県の代表者に改めて問いかけをしましたところ、やはりこれは規制すべきだと当時一決しまして、この通達に皆、沿って指導するという事になった次第でございます。

ただ、ここにはもう一つ反省がございまして、その通達を皆さん、当時、考えて出したのはよかったです、一部には手違いで野球部長に渡っただけで校長先生に届いていなかったという御指摘も一部ありましたことは、今もって大きな反省でございます。

一方、この通達の後、私たち高校野球だけではなく、一番の要因になっています少年野球団体に高野連の趣旨をやはり十分説明すべきだということで、翌年2月に、そこに書きましたようにリトルシニア、それからボーイズリーグ、ヤングリーグなど主な少年野球の団体に今回の趣旨を説明し、多くの少年野球関係者からは、「それまで特待生が憲章違反になるということは理解していなかった。今後、所属の選手たちの進路に関して留意します」ということをお聞きしました。

一方、中体連の軟式野球部協議会にもお話をし、他県に進学する生徒は、一般的に学校外のクラブが多い。むしろ、地元の中学校の生徒たちは、地元の高校に進学するケースが多いということも、改めてわかりました。

続いて、西武の裏金問題ですが、先ほど会長が触れましたように、3月9日、突然、西武球団が、西武入団時の契約金の前渡しとして学費や生活費の援助を現金で渡していたことが判明しました。特に、今回の問題として注目すべきは、早稲田大学の選手だった生徒が中学時代から、この西武球団のスカウトがあっせんして専大北上高校に紹介した、つまり、プロ野球のスカウトが中学生の高校進学にも早くも関与しておったということが、噂としては聞いておりましたが、初めて実態として明るみになったという点では、非常に衝撃的でした。先ほど申しましたように、その一件から専大北上高校に詳しい報告書を求めまして、この学校が以前からA、B、Cの3ランクに分けた入学金や授業料を免除するスポーツ特待制度を実施しているということがわかりまして、先ほど会長が説明したとおりの経過をたどったわけでございます。

日本高野連としては、憲章13条に抵触する奨学金というものは、高校入学及び入学後、学校当局または関係の団体から——同窓会等もですが、野球部活動を対象として付与される奨学金、入学金、授業料、その他生徒が納付すべき学費の軽減及び免除をする制度をいう。学費以外に寮費の軽減、免除や金銭の授与もこれに該当するということで、これは抵触だと。一方、抵触しないもの、先ほど外岡先生の解説を紹介しましたが、学業優秀とか保護者の経済的困難支援というものについては憲章13条違反とはしない、このように判断したわけでございます。

13条違反に対する免責措置については、そこに書かれております。省略しますが、特に野球だけがなぜ特待生はダメだといったかということにつきまして8項目書いてございます。野球はやはり注目度が高く、過熱の度合いが他の競技団体とは著しく異なるという点、野球を続けるため

に経済的援助を受けるというのは、アマチュアではなくプロに相当する行為であるという認識、そして冒頭で触れました明治期の野球害毒論、昭和期の野球統制令など我が国の学生野球発祥の歩みでたび重なる行き過ぎが指摘されました。その反省を忘れてはならないということが、野球だけがだめだとした理由として挙げました。

今度の全国調査につきまして、そこに挙げました資料を出しておきました。ただ、私たちは、当然、会長が申しましたように、予想以上の数があったことで衝撃を受けました。これにつきまして、やはりこの際、特待制度を是正することによって、転校生、退学生が出るということではまさに本末転倒となりかねないので、あえて緩和措置を出しまして、こういう回避をしたところでございますが、関係者の御尽力、御努力によりまして、おかげさまでこの特待生問題の改革に関しまして、転校生、退学生は1人も出なかったということが6月6日時点で確認できました。

あと、責任教師の処分という問題でございますが、これも批判を受けているところでございますが、学生野球憲章では、憲章の20条に野球部全体としての違反行為、それから指導者、選手個人の違反行為についても、具体的に20条で定めております。高校野球連盟としては、生徒たちのプレー、非行というのは別としまして、野球部全体の指導というものについては校長が任命した責任教師、いわゆる野球部長が負うとなっておりますので、今回の判断につきましては、連盟から出しました通達を学校に伝達し、是正する責任は一に野球部長にある。その野球部長の怠慢と申しますか、漫然と処理したという責任を問うて、責任教師への処分ということに踏み切ったわけでございますが、これについてはいろいろと意見のあるところでございます。

今回、特待生問題で、憲章13条の明確な基準づくりというのがテーマでございますが、当然、こういった日本高野連の処置に、周知徹底が不十分だと私学の多くの関係者から不満の声があり、また、本当に違反していないのか不審な学校もあるという御指摘もありました。私たち高野連としては、あくまで実態調査と申しましても、これは加盟校の校長の申告による調査でございます、校長の申告を主にして判断したというところでございます。

私学の校長で連盟の会長、副会長の重職にある役員も半数近くおまして、それらの関係者からまず意見をいただくということで、連盟内部でまずしっかりした見解をまとめる作業に入り、都道府県に特待生問題私学検討部会を設置いたしました。会長、副会長などの役職者がいない連盟では、私学加盟校の中から適任者を選任していただきました。これらについては、資料6にまとめを表示しておきました。

この私学検討部会での審議のポイントとして、特待生問題の今後の方針として、まず憲章13条は遵守した上で、具体的な運用方法でその精神に沿った明確な基準づくりを目指す。2番目に、学校教育活動の一環としての部活動の趣旨を損なわない特待生制度のあり方を検討するということを掲げましたが、先ほど会長が申しましたように、私学の多くの関係者からは、憲章こそ見直すべきで、憲章の見直しなしにこの論議に入るのは適当ではないという厳しい意見もちょうだい

いたしました。

しかしながら、来年度の生徒募集については、いち早く判断が必要だということで、先般6月26日に第2回目の私学検討部会では、中学生募集段階の問題点、これを整理しまして皆さんの御意見を集めたわけですが、今のところ私学関係者とは十分な合意を得られず、先ほどの5月10日にとりました緩和措置を来年度についても継続しながら、この特待生有識者会議の経過を見つつ最終的な判断をとろうということですが、当然のこと、この勧誘に関する第三者の介入であるとか規定以外の金品を与えることは、もうこの時点で禁止ということで合意いたしました。また、寮費につきましても、いろいろと意見はございましたが、やはり文部大臣の発言の中にも、生活費まで丸抱えで全国から有望選手を集めるとするのは適当ではないということもありまして、一部、私学関係者の合意も得て、寮費につきましては現在の暫定措置として、経済的理由が必要だということで、卒業後、返還する措置については憲章違反とみなさないという判断を一応出しておりますが、結論は、この有識者会議を待ってまた判断したいと思っております。

時間が長くなりましたので、最後に取りまとめですが、今回の主な問題点として、多くの私学でスポーツ特待制度が長年にわたって実施されてきた。これについては、先ほど説明したとおりです。なぜ野球だけがだめか、これにつきまして、資料11に高体連の見解をプリントしておきました。このプリントは、全国高体連が自民党の小委員会の求めに応じて提出されたものでございまして、特待生を考える上で重視したい点が4項目挙がっておりまして、その次に特待制度に関するキーワードも挙がっておりますが、これらについては、もちろん私も高校野球連盟とも全く一緒でございますが、ただ、後段の適正な奨励、育成制度を否定する根拠はないとか、各学校が、学校の設置理念や良識と見識に基づいて高校生の資質の向上、健全育成の観点から、これは容認できるのではないかという点では、私たちと微妙に違ってきたところでございますが、高体連に確認しましたところ、これは梅村専務理事のお言葉ですが、高体連は容認しているのではなく、それを規制するルールそのものがないというのが当初いただいた見解でしたが、この自民党にお出しになった文章では、後段のところはその見解とややトーンが違っております。しかし、これが正式な高体連の御見解かと思えます。主な要因としては、オリンピックからアマチュア規定がなくなったというところが、背景に大きくあるのではないかと考えております。

また、大学野球との憲章の解釈について、これは資料の10番目にございまして、大学連盟が出された資料をおつけしておきました。いずれヒアリングの機会に、こういったことについてもお聞きいただきたらと思えます。

最後に、私学連合からいただきました文章についても御参考までにつけましたが、これはこの会の以後、もっと具体的にいろいろお話をいただく機会があればと思えます。

あと、自民党の特待生問題小委員会から出されましたポイントにつきましても、そこに記しておきましたが、野球部員に対する特待制度、容認できるもの、そして行き過ぎた特待制度は何か、

中・長期の課題といったものも挙げていただいておりますので、いずれこの点で御判断いただければと思います。

3. 座長選出

○泉事務局次長 それではここで、この会議進行に当たり、委員の互選によりまして座長を選出していただきたいと存じます。

○河上委員 特に特待生問題になってまいりますので、今日御出席の委員の中で、私としては学校教育、殊にやはり高等学校教育等にかかわっている部分については、やはり公正なり中立性ということでもって、その部分は除外していただいて、そのほかの方の中から座長を選んでの方が、私はいいのではないかなど。当然、私は元高等学校の教育関係者でございますので、特にそう申し上げたいと思います。

○奥島委員 そういう意味で、一番中立的な方、そしてさわやかにやっていただけるということで、さわやか福祉財団の堀田さんを御推薦申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「賛成」の声あり)

○泉事務局次長 それでは、堀田委員に座長に御就任いただきたいと思います。

○堀田座長 堀田でございます。よろしく願いいたします。

なぜ私なのか、ほかに適任者がたくさんおられる中で、わかりませんが、スポーツを全くしないゆえをもって、最も利害関係がない立場にいるということで、公正な司会役に徹したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まず、座長としてであります。事務的なことで、お互いのお名前を呼ばせていただくこともあろうと思います。「何とか委員」と言うのも堅苦しゅうございます。「何とかさん」というのでみんな、それでよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○堀田座長 では、今後は「何とかさん」で進めさせていただきたいと思います。

この委員会は、脇村会長からの諮問に応じてお答えするという性質の委員会だと思いますので、諮られた事項は、最初のごあいさつにありましたとおり、野球特待生についての基準をつくってほしい、これを中核にということでありました。難しい問題でありますので、ほかのいろいろな面に及ぶと思いますけれども、その諮問された事項を中核に議論を進めたいと思います。

それから、これは生の高校生たちの進路決定等に直接かかわる事項でありますので、期限が非常に大切であります。これも、諮問される会長から、概ね9月いっぱいには大方の線が見えるところまで打ち出したいということでもありますので、大変大きな問題であるのに比べて時間が短いのでありますけれども、ぜひいろいろ、大切な問題ですので時間をやりくりしていただいて、存分に御意見いただければうれしいと思います。

この委員会は、別に法令に根拠を置く委員会ではありませんし、結論が拘束力を持つものでも

ない。強いて言えば、会長との契約でありますので、会長との契約で拘束力を持つという程度のものではありますが、そういう委員会の結論が有効に生かされるためには、何としましかりと正しい論点を設定して、それに対して論理的にしっかり筋の通った結論を出す。そして、その結論が大方の方の納得を得られる常識に合するものである、そういう結論でないと、なかなか説得力を持たないであろうという考え方で意見をまとめてまいりたいと思いますので、これもよろしくお願いいたします。

4. 委員の自己紹介

そこで、本日の進行であります、あと1時間あります。田名部さんの情熱のこもったレクチャーがありましたので、残り時間60分、ここのメンバーが13名、時間で割りますと3分ちよつとということあります。皆さんから順次、御発言いただきながら、委員としての顔合わせで簡潔なバックグラウンド、あわせまして、早く正しい論点を設定して、しっかりした資料も提出していただいて議論したいと思いますので、「自分は簡潔にこういう点が問題だと思う。だから、こういう点についての資料が欲しい」ということがありましたら、できれば今日の機会に出していただければ、後の進行に非常に便利に進もうかと思えます。

私自身の紹介、意見は、この順番に入れさせていただきます、早速であります、今日は後藤さんからの順番でよろしゅうございますでしょうか。

では、後藤さんから3分、まことに恐縮であります、簡潔によろしくお願いいたします。

○後藤委員 私は、それこそ元高校球児でありまして、慶応大学の野球部の監督を8年、その後、日本代表野球の監督も2年やりました。今は、社会人野球の総監督、そして私は岐阜県の野球協議会の理事長ということで、小学校から大人の野球までの団体のボランティアでつくった、そして岐阜の大学のコーチング論を教えている一員という立場で、現実には小学校から大人まで、日本代表のときはプロ野球の選手も一緒になってやりましたので、そういう現場での意見ということで参加させてもらったのではないかと思います。

いろいろな問題を業界人の1人として考えるに、3つの観点から意見を言わせていただきたい。

その3つの観点というのは、中心には高校スポーツのあり方というものがまず大事ではないか。高校スポーツの中の野球ということですね。私は、甲子園のNHKの解説も長年やっておりますので、現に甲子園野球を見ております。私自身は甲子園ボーイではありませんでしたが、高校スポーツのあり方を、先ほど言われましたオリンピックがアマチュアではなしにプロ選手も入り出したという世界のスポーツ界全体の流れの中からまず1点、それから、野球界の中で高校野球はどのようなポジションにあるのかという業界の中での視点、そしてもう一つは、青少年の教育という観点、この3つの観点から、高校スポーツのあり方というのを御意見させていただきたい。そうすれば、特待生問題に近づくのではないかと考えております。

少年野球、田名部さんが言われた少年硬式、中体連、高校野球関係者から、たくさん現場でい

ろいろな話を伺っております。もちろん大学も、社会人も、プロも、いろいろな選手の本音というもの、あるいは指導者の本音というものも伺っておりますので、先ほど言いました3つの観点から、高校スポーツのあり方に御意見をと思っております。

○ゼッターランド委員 今回、こういった形で参加させていただくのを少し驚いてはいるんですけども、恐らく野球以外の他競技からということと、それから私自身がアメリカにおりましたので、そのあたりの奨学金制度はどうなのかという観点から、お声をかけていただいたのかなと思っております。ありがとうございます。

スポーツの世界に身を置いておまして、もちろん自分の競技もさることながら、専門はバレーボールでございますけれども、やはり野球が大好きで、何よりも子供たちが何の心配もなくスポーツができる環境があることが一番喜ばしいと、今は指導する立場になって、思うことが多々ございます。

そういったところから、どうしたらその環境がよくなっていくのかということを中心に、自身の経験も含めまして、そういった制度で、あるいは何か海外のアイデアでプラスになるものがあればといったところから、提案あるいは提言ができればと思っております。

○宇津木委員 今回、こういう中で委員を拝命しましたけれども、私自身はソフトボールを通じて、かなり全国にクリニックに歩いているんです。そうすると、ソフトボールをしながら少年野球の子供たちもたくさん入ってきてまして、「将来の夢は？」と言うと、ほとんどの子が「プロ野球の選手になりたい」と。そんな子供たちを見ていて、今回の問題はかなり衝撃的でありました。私自身もソフトボールをし、ソフトボールの世界でもそういう話があります。

ただ、何か現場の子供たちをまず第一に考えてあげると言うやはり基準とかルール、そういう点を本当に見直す時期にもう来ているし、最初のお話で会長から、また田名部参事のお話、いろいろありましたけれども、やはり以前、もう過去のことと言ったらおかしいのかもしれませんが、ある程度すべて公表しまして、もうやってしまったことにあつたこうだではなくて、現在、これからどうするかということ、言葉は悪いかもしれませんが、本当に腹を割って、みんなが意見をどんどん出して、やはり公平なよいルール、基準をつくって、すべてが納得することとはなかなか難しいですが、その中で、子供たちにどうしてあげたらいいかということ、をまず考えてやってほしいと思います。

私は、幾つか考えてきたんですけども、まず子供のことを第一に考えてほしい。私の選手も、今、親になって、去年、たまたま私学の方で、やはり半額免除で学校に入れていただいて、かなり活躍していたみたいです。一生懸命やっていて、その制度に関しては否定してほしくないなと思います。

ただ、それに対して、また重荷になる生徒もいるわけですね。私たちソフトボールでも、そういう子供たちがいます。その子供たちに対しての受け皿という点もやはり考えて、この制度という

のは本当にいいのか悪いのかではなく、子供たちにどうしてあげたらいいのかということ、まず環境整備をしっかりとつけてあげてほしいと思います。

あと、やはり私たちも、どちらかというとソフトボールバカでずっとやってきましたけれども、ある程度両立ということは、学校教育の中で学業ということをもっと優先しながら部活動をやる。その中で、優秀な選手はいろいろな方向性がありますから、やはり先生方の指導の問題だと思います。

そしてまた、子供を人間として伸ばす制度であってほしいなとも思います。そこには、やはり奨学金を受ける子供というのは、「自分はこういう制度の中でこうなんだ」ということで、ある程度のプライドなり自信もあると思います。そういった中での活躍、ほかの生徒に対して模範の生徒であってほしいし、その中でも、やはり私はいろいろな形ではいいのではないかなと。

ただ、それはやはり透明性の確保が必要だと思います。そういった中では、やはりいろいろなシステム、基準を明確にして公表した上での運営をされるべきではないかなという考え方があります。

あとは、反対に今度は特待生で入ったのにもかかわらず、けがとかをしたときに、やはり私も今回たくさんの資料をいただいて、全然表には出ない部分というのがたくさんあったんですけども、そういう子供たちをただやめて帰らせるとか、特待生はそこで終わりではなくて、この子供たちを生かせるような環境づくりもしてほしい。やはり、余裕を持った学校生活の教育も必要ではないか。その子供たちを生かすということは、もし野球ができなかったら違う形の中で生かしてあげるといっても、学校教育の中では一番必要ではないかなという感じがしました。

あとは、大人のモラルの問題だと思いますけれども、第三者の不透明なこととか、いろいろな問題が出てきます。それは、親であったり学校であったり、また周りのブローカーの関連とか、いろいろありますね。そういう点をもう少し考えた中で、本当に子供たちにどうしてあげたらいいかということ、私自身、これから考えて提言したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○草野委員 私は、全国に公立の中学校が約1万に欠けるぐらいあるんですけども、その校長のメンバーでつくっています全日本中学校長会の会長を務めております。なお、あわせて、日本中体連の会長も兼務しております。

本日は、全日本中学校長会の立場で出席しておりますので、中学校の代表として、あまり個人的な発言はできませんので、進路指導の立場から、この問題について意見を述べさせていただきたいと思っております。

なお、日がなかったんですけども、一応、全国に打診するというわけにもまいりませんので、各都道府県の中学校長会の会長あてに、高野連が6月26日に示された5項目の確認事項につきましての意見の聴取をすべて求めております。回答は、先週金曜日にほとんどの都道府県から回収を終えました。現在、まとめている最中でございます。

ただ、一言だけ言っておきますと、この5項目の確認事項そのものについては、8割が好意的な見方をしております。残りについては、これはどちらとも言えないという回答ですので、否定

的な意見はほとんどございません。ただ、中身についてはいろいろございますので、それについては、今後、述べさせていただきたいと思います。

なお、参考までとして、この件に関しまして中体連の見解がございますけれども、この問題は部活動の問題ではなく進路指導の問題である。したがって、中体連は本件に関して意見を表明できる立場にはないと考えますというのが中体連の見解でございます。

○島宮委員 一応、高等学校の代表ということでお話をしなければいけないんですが、公立の学校と私立の学校を両方含んでおります。そういう点で、なかなかしゃべりにくい部分もあります。

まず、この13条の特待生問題ですが、実際起きているのは私立の学校であるということで、公立の場合、ほとんどそういう形がとれません。ですから、大半、すべてが私立ということになるかと思えます。

ただ、私学にとって、学校をPRするという観点から考えると、やはり例えば文化やスポーツに優れた学生を集めるということは、非常に大切なことだろうと思っております。ですから、私学の経営上の課題と、私は今とらえております。そういう観点で、もう一度考える必要がある。

それから、学校の中で考えてみますと、例えば公立と私立では扱いが違う。この辺の間をどう埋めていくのか。さらには、学校の中で野球部とほかの部活、この扱いがまた違ってきてしまうこともあります。この辺をどう埋めていくのか。これは、ぜひ考えていかなければいけない問題だろう。学校教育の一環であるという立場で、やはり論じていただきたいと思います。

それからもう1点ですが、実は附則の20条のところです。いわゆる非行などがあつた場合、その学校の部の活動が自粛または停止されるということや、または監督や部長が解任されるということもございます。これらについては、先ほどお話がありましたが、校長がやはり部活、または顧問、いわゆる人事を管理しているわけです。その辺は、校長が管理している部分を高野連の方が一方的に解任するという事は、本来的にあり得ないのではないかと私は考えております。その辺についても、今回、検討にのるかのかという問題はありますが、ぜひ御検討願えればと思っております。

○奥島委員 私は、大学のラグビー部の部長をやったほかは、現在、社団法人全国大学体育連合会長をやっているということで、あまり野球とは関係ありませんが、ただ、日本学生野球協会の審査室に属しております。私は、そういう意味では高野連に近い立場にいるということは、もうはっきりしております。

この問題について考える場合には、やはり私は一方的に高野連が大分批判されているような傾向があつて、あまり公平でない、やり方、論点をもう少し公平に考えるべきであると思っております。

というのは、問題は、先ほどから指摘されておりますように、私学の問題であります。しかし、数の上では公立の方が多い。この全体を統括していく上でどうするかという観点というのは、ぜひ抜かすことなく考えておかなければいけないのではないかとすることが1つ。

それからもう一つは、やはり日本の高校野球というのは、非常にすばらしい伝統を持っている。これは、その伝統に沿ってここまでやってきた。我々は、学生野球の純粋性という高野連の持っている伝統というものについて、恐らくこれに異議を挟む人というのは、そんなにいないのではないかと。そういう理念というか理想というものを持つ必要がある。私は早稲田の人間ですから、「現世を忘れぬ 久遠の理想」でありまして、やはり理想とか理念というものはしっかり持つべきであると。しかし、だからといって、現実を無視するわけにはいかない。そのあたりのあり方というのをどう考えていくか、そういう観点でもって議論すべきであって、理想は全くなくてもよい、理念は全くなくてもよいということにはならないだろうと。

この13条の問題というのは、明らかに1条の理想、理念というものを写した規定である。そして現実に、現在のところ、高野連のとっている立場を見ると、別段、何一つ問題はないということにもなっております。

ただ、これからいろいろな議論をお聞きしまして、私もそうは思っておりますけれども、改めるべきところは考え方を改めます。そういう観点から議論をさせていただこうと思っております。○堀田座長 私のバックグラウンドは、30年間検事をいたしております、検察庁では大体汚職事件、法務省では刑事立法作業、その後の15年間、ボランティアを広める活動をしておりまして、その中で子供たちの教育問題等々につきましても、伸び伸びと子供たちに育ててもらおうという観点からいろいろ提言させていただいておるという立場であります。

この大変な会議でありますけれども、私のバックグラウンドでありますので、しっかり全般を見た上でなるほどと思える理屈と、それから実態に合った納得できる結論と願っておるわけですが、そういう観点から3つほど、とりあえずは知りたいということを申し上げておきます。

大変頑張って、よい資料をつくっていただいたのでありますが、まず1つは特待制度、これは何も野球の特待生でなくて、体育の特待生でもなくて、ほかの特待生も含めまして優秀な人を特待するという、この特待制度というのがどれぐらいあって、どのように運用されておって、それがどのような効果を上げているのか。これは、高野連にこの資料を要求するのはちょっと大変かなと思います。何も詳細な資料でなくても結構でありますので、特待制度のあり方と運用がざっと見えるようにしてほしい、これが第1点であります。

それから第2点は、今度は特待生全般ではなくて、体育のほかの特待生、ほかの方は一般的に行われているがという議論がありますし、それから体育連盟と高野連は考え方がちょっと違うというのは先ほど出ておりましたが、それでいいのか。それでいいとするならば、それはなぜなのか。そのあたりが知りたいと思いますので、体育連盟の見解も資料に入れていただきましたけれども、もう少し実態とその理由ということ、資料でもヒアリングでも結構です、知ることができればと思います。

それから3つ目に、これも大変基本的なことで申しわけないんですが、野球という学校におけ

るクラブ活動、これが教育上、どのような効果を上げておるのか、あるいはマイナスの点もあるのか。このあたりは、ヒアリングでも知りたいと思います。あれだけ一生懸命みんなと協力し合って頑張っているわけですから、人間性の進歩というのはすばらしいものがあるだろう。野球自体に教育効果もあると思いますし、また野球の方で頑張っていれば、やはり勉強の方も頑張らなきゃというので、厳しい時間帯の中で頑張っている、そういう効果もあるのかなと思います。しかし、そこまでいかない野球バカになってしまっている例もあるのかなと思います。人によっていろいろですから、統計で出すということは難しいでしょうけれども、おおよその教育効果の感触を知ることができればうれしいなと思います。

○伊藤委員　ここでは、日本教育法学会ということで参加しておりますが、学会を代表してというわけではないのだらうと思います。私は、現在は駿河台大学の法科大学院で法律を教えておりますが、その前は明治大学に40年近くおりました、そこでは学部長もやりまして、常にそこで問題になっていたのは学業とスポーツの関係です。いわゆるスポーツ選手の推薦入学制度は是か非かというのが、もう年がら年じゅう問題になっている。こういう中で、いろいろとスポーツ選手の推薦入学についても考えてまいりましたのが1点です。これをバックボーンに。

それともう一つは、教育法学会は、御承知のように学生、生徒の教育を受ける権利、これをいかにして保障していくか、これは憲法にも定められている権利でありますけれども、これをいかにして保障していくのかという観点を、やはり今回の問題との関係においても欠かしてはいけないのではないかと考えております。

そういう意味では、先ほど宇津木さんから、この制度を考えるに当たっては子供のための環境整備をやるべきであるとか、子供の人間としての育成の観点であるとか、あるいは透明性、それから退部者の扱いも、やはり子供のために考えるべきであろうという発言がありました。私は、そういう意味では大いに賛成であります。そのことと、それを理論的にきちんと整理できるのかどうかという、これが一つの問題ではないかと考えております。

ただ、今、少し考えておりますのは、中学生から高校に入ると、奨学生と言われる生徒は多様な者がいるわけですね。こういう多様な中で、学業が優秀であれば特待が受けられる、それから経済的困窮性があれば特待生として入れるという道は、もう現在、大っぴらに開かれておりますね。では、スポーツに優れているという者が高校教育を受けるという道は一体どうするのかという問題は、やはり考えなければいけないのではないかなと考えております。

これは、関連して日本の国全体として、学校スポーツですよね。日本の場合、どうも学校スポーツからスポーツが発達しているのではないかと私は単純に思っているわけですが、それとの関係もあって、やはりそのあたりはきちんと押さえていかなければならないのかなと思います。

これは積極面でありますけれども、今度はそのような野球青年を、社会は利用してはいけない。利用されるような状況を除くできないのであれば、これはやはり慎重にならざるを得ないのでは

ないかなという感じがあります。入学時において、先ほどのお話からいいますと、ブローカーなどが介在する。あるいは、親がそれを要望するという状況にあるとか、それから聞いておりますと、私学の特殊性、私はずっと私学におりましたから、これは認めますけれども、しかし、それがために、学校の売名のためにこれを利用するとか、あるいは生徒集めのために利用するとか、こういう利用されるという方向が出てくるようならば、これはちょっと困るものではないか。

そういう意味で、私は現在、子供の教育を受ける権利という面からは、やはりスポーツ青年の高校教育の道を開いていくという健全な方向性をとるとともに、今問題になっているようなマイナス面がきちんと整理できるのかどうか。これが整理できないとすれば、やはりまた別の観点から考えなければいけないのではないかという思いを持っております。

それで、少しお願いしておきたいのは、高校野球の特待生の現状は、私は新聞で知ったり、今お話を聞いた程度でしかありません。ということは、入学時において、一体どういうルートで、誰がどう特待生として採用するのか、そこにどういう問題が絡んできているのかという実態、それから高校に入った入学後、学校自体は一体そういう特待生をどう扱っているのか、教育とのかかわり合いについて、どういう関与をしているのか。それから、卒業時における状況、このあたりを3段階ぐらいに分けて、実体がわかるような調査なり、あるいは、もう皆さん方は全部知っておられるかもしれませんが、私はそこまで認識しておりませんので、資料としていただければありがたいなと思っております。

○田村委員 私は、先ほどのお話が出たように、当事者の一人なものですから、なかなか発言が厳しいんですけども、私どもの学校にも野球部があって、甲子園を目指して、不思議なことですけれども、1回戦勝つと大喜びという程度の野球部ですが、野球部員は全員、甲子園に行くものと思っているんです。実に不思議なんですけれどもね。ですから、それは明らかに教育効果がいい面である場合がありますね。しかし、それがマイナスになる場合もあるんですけども、とにかく学校としては、1回戦でも勝つと学校じゅう喜ぶという、野球部特殊な状況が現存しております。

ただ、生徒会の中で予算を取るときに、はっきり言うと、予算の大半を野球部が持っていくわけですね。私は、学生時代は陸上部にいましたので、それは常に、陸上部というのはお金がかからないから特にそういうことなんですけども、基本的に野球というスポーツは、関係者の方にわかっただきたいのは、お金がかかる運動なんです。ですから、お金がかかるということについては、大人の知恵として、お金がかからないようにしてやる工夫は必要だろうと私は思っております。

ただ、その結果、変なことが出てくるというのはうまくないと思います。その辺のところを少し申し上げてみますと、先ほど田名部参事から、大変詳しい御説明があったんですが、なるほど伝統は非常に大事にしなければいけないんですけども、申し上げるまでもなく、伝統というのは常に、小林秀雄が言うように毎日毎日見直すことで意味が出てくるわけですから、やはり伝統

があるからということに頼って運営するというのはいかがなものかというのが、それこそ当事者であり第三者である高等学校の校長の感じでございます。

それから、私は、実は現在、約二千数百校ある私立の100%が加盟している日本私立中学高等学校連合会という会の会長をさせられております。その関係で、今日は出させていただいているんですけども、その立場で申し上げますと、やはり今回の最大の問題は、2つあるんですけども、1つは高野連がお決めになったことが問題という、これがありますね。つまり、特待生制度を認めないとお決めになられたこと、これは憲章の13条とか20条の問題を含めて、そういうお決めになられたことが問題。これはいろいろな議論を、やはり伝統を見直すという流れの中で、なさるべきだろうというのが1つあります。

それからもう一つ、当事者であり第三者の立場で申し上げますと、そういうものを決める決め方に、どうも問題があるのではないかと。つまり、先ほど宇津木さんがおっしゃっていましたが、やはり透明性の問題があるのではないかなと率直に思います。

ですから、その辺の決め方、それからもっといえば、例えば現場にいますと高野連から、「通達」というのが来るんですね。これは、今、日本ではないのではないのでしょうか。「連絡」でいいのではないのでしょうか。それから文章も、もう大分昔の文章ですよ。これは、加盟校は対等だと思っておられないのではないかと。命令を聞く対象だと思っておられるとすると、ちょっとこれは伝統にあぐらをかいているという批判が出てくるものになるような気がします。

ですから、その辺も含めて、今回、決めた対象の問題の議論と、それから決め方の問題の議論、これをおやりいただけるといいのではないかと考えてまいりました。会長が先ほどお触れになったのは、その決め方についても考えておられることがおありになるという話があったので、かなり自由に発言できるのかなと思ひまして、ちょっと安心しました。

○辻村委員 私は、今、美術館にありますが、三十数年、文部省にいました。しかし、今はもう文部省を去りましてから数年たっておりますので、ここへは高校野球大好きな一大人として参加させていただいていると思っております。

私も、甲子園、春も夏も楽しみで、もうテレビをつけっ放しにして楽しむ、そういう熱烈なファンと言ってもいいと思うんですが、そういう中でこの特待生の問題が提起された。このときも思うんですが、テレビを見ながらも、二、三、思っていることがありました。これが、今回の特待生問題という形で集約されているようにも思います。

その1つは、あそこはやはり高校生が同じルールのもとで戦っている場だと。選抜にしろ、あるいは夏の予選にしろ、地方から勝ち抜いてきて、代表になってあそこで戦っているんですけども、ここにいる彼ら、あるいはここに至るまでの彼らというのは高校生なので、高校生活をどんなふうを送っているのかということは、1つ、気になることです。ただ、もちろん野球を甲子園での優勝を目指してやることはすばらしいことですし、否定しないんですけども、しかし、あの3年間

というのは大変大事な、子供から成人に向かう途中のあの高校時代の過ごし方の問題ですから、そのところは1つ立ちどまって考えて、どういう時期の子供たちがあそこで汗を流して戦っているのかということ、その原点に返って考えてみる必要があるのではないかなと思います。

そのときに、いろいろな勧誘その他があるというお話を聞きましたけれども、そういう話になりますと、これは中学生に直接影響を与えてくる話なので、中学生ということになりますと、もっと精神発達のまだ初期の段階の子供たちでありまして、まだこれから全人的な成長を期していかなければいけない、国家として社会として、そうやって育てていかなければいけない時期、その時期に、お話のあったような形で進路選択をするというのはいかがかなと。そして、その人たちが高校に入って、そして甲子園を目指す。甲子園だけを見ればすばらしいんですけども、そのところはやはり少し冷静に見る必要があるのではないかなと思います。

それからもう一つは、野球留学とか特待生とかいろいろなお話がありましたけれども、公立も私立も、とにかく同じ土俵で戦って甲子園を目指しているということだと思えます。とすれば、公立と私立の違いはあるでしょうけれども、やはりそこにはおのずと納得のいく公平性とか、あるいは選ばれ方の透明性とか、選手を集める集め方、選手をトレーニングするトレーニングの仕方、その他においても、おのずと合理的な納得のいくバランスというものは必要だろうと思えます。そうしないと、「ああ、あそこが勝つのは当たり前」ということでは、やはりスポーツマンシップにもとるのではないか。スポーツのすがすがしさとか、ルールを遵守して戦い抜くという、そこに初めて栄冠があるわけで、そこにもう既にいろいろな面で差があるということがあれば、これはやはり感動も帳消しにしてしまうものではないかなと思っております。

繰り返し言いますけれども、甲子園は毎回感動いたしておりますので、甲子園の理想とかあのすばらしさを全く是認するものではすけれども、やはりそういうところは、学校をあずかっている大人たちとしては考える必要があるのではないか。その一つの非常にシンボリックな集約された問題として、この特待生問題があると思います。

そういう意味で、特待生ということ点をとらえて、ああするこうするという技術的なことだけではなくて、大きく高校教育のあり方とか、あるいは高校野球の透明性とか公平性という大きなとらえ方の中で、ついては特待生という問題をどう考えるかという形での議論を、私はしていく必要があるのではないかなと思います。

○河上委員 私、ここでは元全国高等学校体育連盟会長ということになっておりますけれども、今現在は財団法人日本修学旅行協会の理事者でございます。数年前まで全国高体連の会長をやっております。今現在は顧問でございますけれども、もともと私は、スポーツとは直接かかわりのない人間で、教科はもともと日本の歴史でございます。なぜ私がスポーツの高体連の会長になったのかと、非常に衝撃を覚えまして断り続けてきて、いろいろないきさつからなりました。

そのときに、私が一番感じた問題が、実は今、ここに見事に凝縮されている。簡単に言えば、

競技者と、それから指導者の問題です。これは、高等学校のスポーツ活動においても、生徒が競技者であり、指導者が教員であるわけです。その中においての問題が、今、一体、児童・生徒の健全育成という観点と、それから高等学校における部活動の目的は何か。それから同時に、高等学校は恐らく——いや、きっとですけれども、トップアスリート育成という面を、どうしても今のスポーツ界で担わざるを得ない。プロの問題、この狭間に入ってしまった。指導者はどちらを向いているのか、子供はどちらを向いているのか、そういう問題のいきさつが、実はこの中学校から上がって高校へ来て、高校からまた大学や社会人になっていくときに、するどく出てきている。そこに、金銭的な問題や、こういう特待の問題や、いろいろなものが付随してきている。ですから、指導者の顔がどちらを向いているのか、その辺のことをやはりきちんと考えていかないと、私は、これはまずいと。

ただし、原点は、やはり高等学校教育の活動の一環なんですよと。だけれども、同時にそこに、やはりトップアスリートがいるんですね。そういうものの育成の観点も、抜けてはいけない。そこをどううまく整合性を持たせていくかということは、私は重要だろうと思います。

それから、今、公立と私立ということで、何か激しく対立する概念ではなくて、さっき島宮さんがおっしゃったように、私も都立の日比谷高校の後に、私立の中高の学校の理事、校長をやりましたので、「弱ったな。どっちの見方も、田村先生に怒られそうだし、島宮先生にも怒られそうだし」と思いますけれども、私の行った私立も非常にスポーツ活動が優秀で、オリンピック選手も実はある種目を出しております。この特待については、私は公立の校長から入ったときに実態を見て、高体連の会長としても顔が青ざめる思いをしたことがございます。学業における特待もある。芸術活動にかかわっての特待もある。当然、スポーツにかかわっての特待もある。いろいろあっていいと思うんですね。ただ、その中身が、やはり私学の経営権の問題で、一概に一気に組めない。

しかしながら、やはり透明性と説明責任は、私は世の中に問われるべきだろうと思います。やはり、在校生にとっても保護者にとっても、何人特待生がいて、どんな条件で出ていて、お金を幾ら使っているのか。これは、あまり具体性では答えにくいだろうけれども、学校のミッションを果たすために必要ですよと。ただ、私立といえども、やはり説明責任と透明性は必要だろうと。

ただ、これは高野連で私立の部分に「こうつくれ」と言うことは、非常に経営権の問題では大きな課題があるだろうから、やはり保護者や市民から見て納得できる常識的な部分というのが、私は落としどころではないかなとは思っております。

それから最後に、高体連の方からお話になりましたけれども、実は高体連にも競技者と指導者に関する規定がございます。日本体育協会の規定、選手の規定と監督の規定があります。実は、私は日体協の評議員もやりましたけれども、これについては、高体連は今もそのまま受けているんですね。よく見ていくと、この高野連の部分もよく似ているんですね。スポーツ活動を行うこ

とによって物質的な利益を自ら受けない、これは高体連の競技者の規定がございます。それで、大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領することはできませんよと。

ただ、実態と建前は、今、プロ・アマの問題を含めて、高等学校のスポーツは随分乖離している部分があるだろう。だから、当然、野球は、ここについて非常に厳しくなっておる。ですから、そういう点で高体連と高野連は、今後とも高等学校の健全なスポーツ活動、部活動を続けるならば競技を続けて、ちょっと私は会長をやっていたものですから言いにくいんですけども、片方は建前論だけでもって、どっちかという三十幾つある団体、そういう中でいろいろなケース、ケースがある。生徒がほとんど学校に来ない。それでも無条件で卒業していく。海外で活躍している、これは許されるのかという問題があるわけですね。ただ、その中で、やはりトップアスリートの育成と生涯にわたってスポーツで楽しみ続ける問題とが混在している中から、すごく混乱が起きている。

そういう点で、今度、高野連さんのこの問題は、ちょっと演説調になりましたけれども、私は日本の高等学校スポーツ界の大きく見直すきっかけですから、やはり時間をかけて、短兵急にやらないで、少しどっしり落ち着いていかれた方がいいかな、そして高野連と高体連と、うまく今後、高校生のためにやっていける方策をおとりいただけたらなと思っております。

○浅井委員 僕は、名前のとおり「あ」でしたので、学校に入りますと大体1番に何かをやらなければいけなかったもので、待つ力がとてもない。おかげさまで、今日は皆さんの意見をたくさん聞きまして、その間、随分メモもしました。

時間もありませんから、僕は皆さんの話を踏まえた上で、1つ話をしたいと思いますが、僕はスポーツのない青春というのはあり得ないと考えていまして、それは競技者でなくても、プレーヤーでなくても、観客としてもそうなんです、今や世界の人類の中で、とても厳しい状態におられる方は別として、スポーツはもう文化として、さまざまな芸術や科学や何かと同じように、人間を幸せにするととてもすばらしい存在だと思っています。

それで、実は、今回は特待生の問題ですが、今、議論されている中で、特待生は是か非かという話になっていますが、僕は基本的には中身によると思います。つまり、特待生というものが何であるかという資格についての議論がなければ、賛成も反対もできません。それが、まず僕の考えです。

ちなみに、うちの子供たちが、3人とも外国で高校生活を送っていましたので、話を聞きました。イギリスに行った子供とアメリカに行った子供がいました。そして、ヨーコさんも向こうにいらしたことがあるので御存じかもしれませんが、例を挙げますと、たまたまうちの子供で1人、カリフォルニアにいた子に聞きましたならば、クラブ活動ができるのは、チアリーダーも同じだけれども、入学した後、ある一定の水準の成績をとっていなければ、チアのリーダーにもなれない、スポーツクラブにも所属できないということがわかりました。それで、すべてのアメリカで

そうやっているかどうか知りませんが、イギリスでも似たようなことを言っておりました。

ただし、ハードルはそんなに高くはないと。それなりの努力をすればできる。もし、それにたどり着けなかった場合は、そこにたどり着いたときに入部できる。あるいは、その部に入部した後、成績が下がれば、ゲームには出られない。逆に言うと、そのためにチアリーダーはすごくプライドを持っているし、プレーヤーもすごくプライドを持っている。ある意味では学校の代表選手であるということについての自覚があります。誇りも高いです。

そういう中でスポーツをやっているということを知っていて、特待生というものがもしあるとするならば、一芸に優れているというなら、学業なら僕はわかりますが、僕の認識がもし間違っていたら教えていただきたいのですが、高等学校は一応、勉強をする場所だと僕は思っています。まず最初に学業がある。そして、スポーツがある。スポーツとは限りませんが、ほかの芸術もいろいろあるでしょうが、基本的に高校生としてのあるレベルの学業をクリアしない者がスポーツで優遇されるということは、僕にはちょっと抵抗があります。ですから、そういう子供に高いハードルを与える子供はできませんので、そんなに高いハードルを与えなくてもいいけれども、ある一定の水準がなければ、ゲームには出られない。しかし、ゲームに出ることの喜びというのは、きっと倍増すると思います。

そういうことを、まずお話しておきたいと思えますし、これは非常に高校生の未来にかかわっている問題なので、この国で今起きているさまざまな事態の中の一つの大きな問題、つまり、社会がどうあるべきかというときの公平性とか透明性とか、とても大事なことを我々は実は議論していて、このことはただの高校生の特待生問題ではないと思います。ここでいいかげんな結論が出ますと、「それみろ、結局、世の中で起きている政治の問題とかさまざまな事件と同じではないか」ということになりかねません。ですから、ぜひ高校生の未来、あるいはこの国の将来、人類の未来について、どこかでつながっているのだという意識を持って、僕も参加したいと思っています。

○望月委員 伊藤先生と同じで、私も別に学会を代表して来ているわけではありませんので、そのところは御容赦ください。

本日は、資料を2点、用意してまいりました。1つは、私が法律家としてスポーツにかかわったことについて書いた自己紹介がわりでございます。もう一つは、論点の整理案を用意してまいりました。

高校野球における特待生制度は、アマチュアスポーツのあり方、その中でも学校教育としてのスポーツの根幹にかかわる問題であり、論点を正確に理解して、冷静な議論が必要であるという視点で、当学会では議論してまいりました。8月4日に特待生問題についてのシンポジウムを予定しております。このシンポジウムに先立ち、特待生問題について論点を整理しようということで、有志で2度にわたり議論し、今後も議論を重ねる予定でありますが、現時点までの有志での

議論、これを私が整理したものを今日はお持ちしております。当初の論点の整理案は、第1案という4ページ程度の文章だったんですが、さまざまな議論が生まれて、これを踏まえて20ページほどの文章になっております。今後の議論の参考になればと考えて用意いたしましたので、委員の皆様のご理解がいただければ、ここで配布させていただきたいと思っております。

議論していく上での要望については論点整理案に記載しておりますので、ここでは特に1点だけ要望させていただきます。特待生、あるいは特待生であった者の声、あるいは特待生の周囲にいる家族や関係者の声をよく聞いて、実態を正確に理解して審議していきたいという点であります。

特待制度の一方の当事者である私立学校が、学校経営の視点から特待生制度を必要としているということは、広く報道されておりますので理解しておりますが、もう一方の当事者である生徒の側の声が十分聞こえてこないのではないだろうかという指摘がなされております。これだけ現実には特待生が存在する以上、高校教育のクラブ活動として、特待生制度がよい面となった事例、あるいは悪い面となった事例、それぞれ現に存在しているのだろうと思うんです。このような現存する制度には、必ずよい部分と悪い部分、光と陰の部分があります。この実態を、十分把握した上で議論したいと考えております。御協力いただければありがたいと思います。

以上です。

○堀田座長 限られた時間ではありますが、非常に簡潔に論点等を提出していただきました。ありがとうございました。

今、望月さんがおっしゃいました資料をいただければ大変有益だと思いますが、では、そういうことでよろしく願いいたします。本当は、それを説明していただくといいんですが、残念ながら、おしりの時間が限られておりますので、河上さんからはじっくり深くという意見もありましたけれども、あまり中学生、高校生を不安定な状態に置くことは好ましくないと思いますので、頑張って短い時間に深く議論を進めたいと思います。そういう意味で、今いただきました資料も、お忙しいと思いますが、自宅でもどこでもいいんですけれども読んで、この後また生かしていただければありがたいと思います。

それから、今日いただきました意見の中で、田村さん、それから島宮さんから、田村さんからは高野連がどこまで言えるのかという高野連の権限に絡む御発言がありました。島宮さんからは、それは校長の専権事項だという御発言もありました。高野連がやれないことをこの委員会で言ってもいけませんので、次回の冒頭で結構でありますので、高野連というのは財団法人ですが、どういう規約に基づき、なぜ、どういう人たちを拘束できるのか、これは寄付行為、加盟による合意ということになるんでしょうが、そしてそこでどれだけのことが言えるのか、そこの高野連の権限関係について、それから加盟団体との関係について、簡潔に資料でここまでは言えるんだということ、これは経営権に絡むことも言わざるを得ない場合もあると思うんですけれども、そのあたりがどの程度でどういう視点なのか、そこのところを冒頭に御説明いただければありがたい

と思います。

5. 第2回以降の会議の進め方について

それから、本日残りましてあと5分の時間で、今後の進め方について、詳細でなくて結構ですので、大体このあたりでこういうヒアリングをして、このあたりでこういう議論をして、大体この辺までたどり着きたいという絵をかいておられると思いますので、これを簡潔に御説明いただけますでしょうか。

○田名部参事 多くの皆さんに御参集いただきまして、皆さんの日程が全部調整できるかというのは極めて至難でございますけれども、できるだけ早目に日程を設定しまして、どんなに少なくとも、今後、最低4回ぐらいは要るかなど。しかし、その回数は制限するものではなくて、委員の皆さんの提案によって、逐次増やしていきたいと思っておりますが、まずは私たち、資料を出しましたし、今日、皆さんから幾つか宿題をいただいておりますので、そういったものも集めていかなければいけません、やはり高野連からのスピーカーというだけではなくて、直接、今、河上先生などからもありましたし、直接、当事者の声を聞くということは大事なことだと思います。

草野先生からもお話がございましたが、まず最初に中学校の進路指導の現場からというのは、やはり欠かせないスタートとして思っております。それから、中体連の方としては、直接は遠慮したいというお話でしたけれども、私たちは、9,000校の中学校がございますので、その野球部は圧倒的な多数ですから、ここらの指導現場との関係も、あわせてヒアリングの候補者として提案したいなと思っております。

もう一方、今回の特待生の一番大きな核になっているというか、実は日本の野球のレベルも彼らの努力によるところが多いんですが、少年野球です。決して悪いわけではなくて、一生懸命学校で担えないところをやってくれていますから、この関係者も2つぐらい、リトルシニアというのとボーイズリーグというのが双璧をなしていますので、できたらこちらあたりを紹介したいなど。

あと、先生方の必要なものがあれば、今回はあれですけれども、あと、私学の関係から、私たちはこれを一方的に出していますので、ぜひ私学の実態ということを可能な限り、田村先生には大変申しわけないので事務局からでも、可能な限り出していただければ、それもぜひと思っておりますので、次回と次ぐらいは、そういったヒアリングを中心に情報収集したいと思います、いかがでしょうか。

○堀田座長 次回と次はヒアリング、事実関係の調査。それで、あと4回ぐらいとおっしゃいましたから、そうすると、議論があと2回ぐらいということになりますか。議論を2回で、なかなか厳しい見通しです。場合によっては、もう1回増えるかもわからない。

しかし、それはきちんと議論に入るときに論点整理、今日もいろいろ出ましたが、これはしっかり論点を定めて、事前にでも皆さん方の御了解を得て、その論点について考えていただいて、しっかり議論していただくということで、2回ないし3回で進めたいなと思っております。

それでは、あと2回ぐらいがヒアリングということであります。今、ヒアリングとしてこういうことを考えているとおっしゃいましたが、今おっしゃった限度でそれぞれ必要なヒアリングだと思いますが、「いや、それ以外にもぜひこういうヒアリングをしてほしい。時間が無理ならば何らかの調査が欲しい」という御希望が今おっしゃった以外にありましたら、今伺えればまた用意がしやすいですし、何かございますか、この点というのが。

もし今なければ、どういう方を用意しているか、もう一遍、簡単に言ってくれませんか。

○田名部参事 次回は、冒頭、今お話もありました高野連としてどういった権限があるのか、ここはまず端的にやります。それから、中学校の進路指導の立場から、今日、もう既にアンケートをとっておられるとおっしゃっていますので、どなたかの説明をお願いしたい。それから、中体連の軟式野球部の全国を統括しておられる方から、中学校の指導現場、これが3つでございます。あと、私学の関係から、もし次回、間に合えばお願いしたいなと思っています。

少年野球は、中学校の現場のヒアリングとは別の機会にやりたいと思っています。お互い少し違うところがありますので、一緒では話しにくいと思いますので、次回は中学校を先行、3回目は少年野球をと考えています。

○堀田座長 ありがとうございます。

ただ、それ以外にも、まだ特待生の状況とかいろいろ知りたいことがあると思いますので、どうぞ、今日はこれでクローズの時間ですが、どんどん事務局の方へ「こういう資料も欲しい、こういう人もヒアリングしたい」というのがありましたら寄せていただければと思います。

○泉事務局次長

今日は本当に貴重な御意見、ありがとうございました。

定刻の5時が参りましたので、第1回の有識者会議はこれにて閉会とさせていただきますと思います。

本日は、どうもありがとうございました。